



空き家・空き地を紹介＆募集中！

砂川市住み替え支援協議会では、市ホームページで空き家・空き地の物件の情報提供を行っています。所有している空き家・空き地を協議会の登録物件として広く公開してみませんか？ご自分が居住していた（相続したものを含む）住宅を登録し、売買または賃貸の契約が成立後に所定の申請をすると市から補助金（売買 10 万円、賃貸 5 万円）が交付されます。登録に関するご相談は協議会へお問い合わせください。

☎砂川市住み替え支援協議会（住生活支援係内）

TEL 74-8758



砂川市 空き家 空き地

🔍 検索

❄️ 冬期間の空き家の管理について

これからの時期は落雪による事故が起こりやすくなります。空き家は所有者や管理者の目が届きにくいいため、雪ぴが落下して隣の建物を壊したり道路を塞いだりするなど重大な事故につながることもあり、人命に関わることになると取り返しがつきません。所有する空き家が原因で第三者に被害を与えた場合は所有者や管理者が責任を負うこととなりますので、以下のことに注意して適正な管理をしてください。

❶ 冬期間の空き家管理のポイント 🔍

- ・ 建物の状況を定期的に確認してください。
- ・ 自分で確認できない場合は親類や近所の方などに依頼し、状態を把握するようにしてください。
- ・ 建物が損傷している場合は建材が飛散しないようにしてください。
- ・ 周囲や道路に大きな雪ぴが落下しないよう、早めに落として除雪してください。
- ・ 屋根の雪が大量になるまで放置せずに雪下ろしをしてください。

所有者などが分からず適正な管理がされていない空き家については、建築指導係にご相談ください。
☎建築指導係 TEL 74-8760

意見募集（パブリックコメント）を行います

【募集する意見】

名称	砂川市公営住宅等長寿命化計画（案）
内容	令和4年度～同13年度を期間として、砂川市の公営住宅の長期的な維持管理、修繕・改善計画の見直しについて取りまとめた「砂川市公営住宅等長寿命化計画（案）」に対する意見
詳細・提出	住宅係 TEL：74-8757 FAX：74-8798 Eメール：jutaku@city.sunagawa.lg.jp 郵送：〒073-0195 砂川市西7条北2丁目1-1 砂川市役所建築住宅課住宅係宛

- 応募対象 市内に在住、在勤、在学されている方、利害関係を有する方
- 提出方法 所定の様式に必要事項を記入のうえ、FAX、Eメール、郵便、閲覧場所に備え付けの意見箱に投函、もしくは市ホームページ内のパブリックコメント専用フォームで提出してください。いただいたご意見などは、市ホームページおよび市役所1階ロビーにて公表します（応募者の氏名・住所は除く）
- 閲覧場所 市HP、市役所1階ロビー、公民館、地域交流センターゆう、南地区・北地区コミュニティセンター
- 応募期間 2月1日(火)～3月2日(水)

パブリックコメントとは、公的機関が計画や条例などを策定するときに、案の段階で意見、要望などを募集し、寄せられた意見、要望などを考慮しながら案を決定するとともに、それらに対する考え方もあわせて公表していく制度です。

